

は2月16日(木)～3月15日(水)

◎申告受け付け日程

【各日程とも●印のある会場でのみ申告受け付けを実施します。市役所税務課では、申告受け付けを行っていませんのでご注意ください。】

開 催 日 申 告 会 場	2月16日(木)	2月17日(金)	2月20日(月)	2月21日(火)	2月22日(水)	2月23日(木)	2月24日(金)	2月27日(月)	2月28日(火)	3月1日(水)	3月2日(木)	3月3日(金)	3月6日(月)	3月7日(火)	3月8日(水)	3月9日(木)	3月10日(金)	3月13日(月)	3月14日(火)	3月15日(水)	受付時間
文化プラザ・ルナホール	●	●	●	●	●	●									●	●	●	●	●	●	午前9時～午後4時
ウエルフェア土岐												●	●	●							
駄知コミュニティセンター (駄知支所2階)							●	●	●												
鶴里公民館										●											
曾木公民館											●										

◎申告に必要なもの

- ①市県民税申告書または所得税の確定申告書(お持ちでない方は申告会場にあります)
- ②印鑑
- ③平成17年中の収入金額が分かるもの＝給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など

■各種控除を受ける場合に必要なもの(上記の①～③に合わせて必要です)

生命保険料控除・損害保険料控除を受ける場合＝保険料控除証明書(支払証明書)

社会保険料控除を受ける場合＝支払金額が分かるもの(領収書など)

(※国民年金保険料については、社会保険料控除証明書)

所配偶者特別控除を受ける場合＝平成17年中の配偶者の所得金額が分かるもの

(※配偶者控除と重複しての控除は受けられません)

医療費控除を受ける場合＝平成17年中に支払った医療費の領収書(合計金額を計算しておいてください)、保険金などで補てんされた場合はその金額が分かるもの

※所得税の還付を受ける場合は、振込先の金融機関名・口座番号(本人名義)が分かるものがが必要です。

65歳以上の方へ

老年者控除の廃止および公的年金控除の縮小(所得税・市県民税共通)や、一定所得以下の方の非課税措置の廃止(市県民税)といった税制改正に伴い、今まで所得税、市県民税が課税されていなかった方で、年金などの所得額が前年と変わらなくても課税される場合があります(平成17年分の公的年金などから所得税が源泉徴収され始めたような方)。このような方の場合、申告が必要と思われるので、該当する方は、左記の「申告に必要なもの」を確認の上、申告にお出掛けください。

申告の際の注意事項

●必要な添付書類は必ずお持ちください

源泉徴収票、保険料の控除証明書など申告の際に必要な書類をお持ちでない場合は、申告を受け付けることができません。必要な添付書類などを確認の上会場へお越しください。

●自営業の方、譲渡所得のあった方(土地・建物などを売却された方)

自営業の方(白色申告で収支内訳書を作成済みの方を除く)、譲渡所得のあった方は、多治見税務署でのみ申告相談(確定申告)を行います。そのため、市役所にお越しいただいても申告相談は受けられませんので多治見税務署へお出掛けください(自営業の方で市の申告書が届いた方は、市役所でも申告相談ができます)。また、自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。

国民年金加入者の方へ

法律の改正により、申告で国民年金保険料の控除を受ける場合は、社会保険料控除証明書が必要です。証明書がない場合は、控除が受けられませんので、申告時には必ずお持ちください(証明書について詳しくは、本紙10月15日号に掲載しています)。紛失した場合など詳しくは、多治見社会保険事務所(☎0255)へお尋ねください。

市県民税・所得税の申告受け付け

申告受け付けは 文化プラザ・ルナホールで行います

申告受け付けは、市役所隣の文化プラザ・ルナホールで行います。申告期間中、税務課では、申告受け付けを行いませんのでご注意ください。また、公民館など各出先機関での申告受け付け時には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください（申告受け付け日程は右頁の日程表でご確認ください）。

所得税・市県民税の申告は、3月15日（水）までです。関係書類を早めにそろえ、期間内に申告していただくをお願いします。所得税の確定申告書を提出される方や、無収入で扶養親族となっている方は、市県民税の申告は必要ありません（ただし、国民健康保険や児童手当などの関係で、申告が必要となる場合があります）。また、給与所得のみの方は通常申告の必要はありませんが、前年中に退職され年末調整の済んでいない方や、医療費控除や生命保険料控除などを受けようとされる方は申告が必要です。

市県民税の申告

前年中に退職された方、そのほか市県民税の申告が必要と思われる方には、2月上旬までに市県民税の申告書をお送りします（前年までの状況をもとに申告書を送付していますので、申告書が送られてこなくても申告が必要な場合があります）。申告期間中は混雑が予想されますので、指定された期日に会場へお越しください。指定日に都合の悪い方は、右頁の日程表を確認の上、都合の良い会場へお越しください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告については、還付申告などの方（医療費控除を受ける方や給与の年末調整が済んでいない方、2カ所から給与を受けている方など）や白色申告の自営業の方（収支内訳書が作成済みの方に限る）の受け付けを右頁の日程表の通り行います。ただし、譲渡所得（土地、建物や株の売買による所得）のあった方や青色申告の方など上記以外の方は、多治見税務署へお出掛けください。

昨年中収入がなかった方

昨年中収入がなかった方は、特に申告の必要はありませんが、後日状況の確認のため税務課から連絡させていただくことがあります。また、収入がなくてもご自分の所得証明が必要な方、児童手当を申請される方などは申告が必要となります。こうした場合の申告については、申告期間中（2月16日～3月15日）は会場が混雑していますので、それ以降に税務課へお越しくださいようお願いします。

税務署からのお願いとお知らせ

- 申告書は自分で書いてお早めに！ 税務署では、原則として職員による代筆は行いませんが、職員のアドバイスにより申告される方ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。
- 申告の提出は郵送でもできます！ 郵送の場合は、多治見税務署（〒507-8706 多治見市音羽町 1-35）へお送りください。
- 国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます！ 所得税の確定申告書の作成や税金の相談などは便利な国税庁ホームページをご利用ください。★ホームページアドレス＝<http://www.nta.go.jp/>
- 「消費税課税事業者届出書」提出のお願い 消費税法が改正され、平成17年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成19年分の消費税の申告が必要です。平成17年分所得税の確定申告書を提出される際に「消費税課税事業者届出書」も併せてご提出ください（すでに届出書を提出済みの方は不要です）。

お問い合わせ

所得税のお問い合わせ……多治見税務署（☎②0101）
市県民税のお問い合わせ…市役所税務課・市民税係（内線171・172）